

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和3年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和3年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和4年2月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和4年2月10日 午後 1時28分 開会
3. 令和4年2月10日 午後 2時04分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	遅	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬 戸 川 伸 行	出	2	中 村 進	欠
3	伊 達 千 鶴 子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小 見 山 力 信	出
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小 林 三 十 二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	欠	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	出	1 7	江 川 泰 司	欠	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 8	土 岐 康 夫	出			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	欠						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	江草伸介				
書記	三宅秀生				
書記	藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第51号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件	許可	
	第52号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許可	
	第53号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件	許可	
	第54号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	17件	決定	
8	署名委員				
			5番	中曾浩徳	
			7番	吉岡孝	
9	議事の内容				
	令和3年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和4年2月10日(木) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員16名、推進委員6名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和3年度第11回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。5番中曾委員と7番吉岡委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。</p>
江草局長 議 長	<p style="text-align: center;">－ 議案訂正朗読説明 －</p> <p>事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。51番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第51号51番朗読説明 －</p> <p>51番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆103㎡です。譲受人の通作距離は、0.1km以内、耕作面積は1,359㎡。家族2人中耕作人は2人、対価は10aあたり291万3千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 伊達委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地の畑は、自作地と隣り合わせになっておりまして、きれいに管理されておりましたので、全く問題ないと思われまして、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。51番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、51番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に52番について、事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第51号52番朗読説明 －</p> <p>52番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田1筆1,207㎡です。譲受人の通作距離は0km、譲受人の耕作面積は9,457㎡。家族2人中耕作人は2人、対価は10a当たり8万3千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小見山委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地の田んぼについてですが、譲渡人は不在地主でした。現状としては茅が生えて荒れて耕作放棄地の様になっておりました。今回、田んぼに接している隣の家の譲受人が購入するもので、譲受人はまだ若いので管理については大丈夫かと思えます。ご審議</p>

議 長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。52番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、52番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に53番について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第51号53番朗読説明 －</p>
江草局長	<p>53番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑1筆1, 479㎡です。譲受人の通作距離は0.1km以内、譲受人の耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族5人中耕作人は1人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
平松委員	<p>本案件は譲渡人から譲受人への農地の贈与の案件です。以前から譲渡人の家では管理できないので、譲受人の家で管理して欲しいということを譲渡人の母がずっと要望していたものであり、この度、譲渡人の母が亡くなられて、法事の時にその話が出てまとまったものです。譲受人は以前より果樹栽培を希望されており、対象農地で果樹栽培を始められる予定です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。53番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、53番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に54番について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第51号54番朗読説明 －</p>
江草局長	<p>54番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆403㎡と畑4筆2, 170㎡の計5筆2, 573㎡です。譲受人の通作距離は、0.2km以内、耕作面積はなし。家族2人中、耕作人は2人、対価は10aあたり20万円です。営農計画書の提出があります。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>

<p>議 長 山川委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地はきれいに草も刈ってあり、空き家バンクに付けて売れるような形では管理されておりましたので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。また、補足になりますが、空き家バンクについて、この前市役所で講習がありました。他の委員さんにおかれましてもご協力をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。54番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、54番については許可とすることに決定しました。 次に55番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>江草局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第51号55番朗読説明 －</p> <p>55番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親戚関係です。申請農地は、田1筆577㎡です。譲受人の通作距離は、0.3km以内、耕作面積は11,945㎡。家族2人中、耕作人は2人、対価は10a当たり35万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 石田委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象農地について、現在作付けはされておりませんが、草刈りはされてきれいに管理されておりました。何ら問題ないものと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。55番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、55番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。15番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>江草局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第52号15番朗読説明 －</p> <p>15番は、転用者が、申請農地を墓地用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆19㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、墓地1区画19㎡。資金については自己資金が120万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可見込み。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、</p>

<p>議 長 小西委員</p>	<p>この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地については、除草対策もきちんとされていて、きれいに管理されていたのですが、小石が多い土地であり、耕作が難しいところではあります。このたび墓参りが困難な山の中の墓地を移転したいという申請があったものです。ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、15番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。35番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>江草局長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第53号35番朗読説明 －</p> <p>35番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、住宅用地に転用するものです。申請農地は、田1筆264㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当たりの価格は、3,409万円です。施設の概要としては、木造2階建て住居89.43㎡。建ぺい率33.7%です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 平松委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件についてですが、過去に許可をした案件でありました。その転用者が変更になったというものであります。何本かの果樹は植えられており、きれいな状態で管理されておりました。何ら問題ないものと思われれます。ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。他に発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。35番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、35番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。</p>
<p>三宅書記</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和4年2月18日、2、利用権の設定を受ける者は15名、3、利用権の設定をする者は17名、4、利用権の設定をする件数は17件、5、利用権設定面積は47,047㎡となっています。6で各筆明細です。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p>

議 長	事務局から説明がありましたが、1番から15番と17番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。1番から15番と17番について採決をとります。1番から15番と17番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1番から15番と17番について決定しました。 次に16番の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による「議事参与の制限」により、議長を金子会長代理に交代します。
会長代理	それでは、番号16番について、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、土岐会長の退席を求めます。 (土岐会長退席)
会長代理	それでは、16番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
会長代理	なしとの声がありました。16番について採決をとります。16番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
会長代理	挙手全員ですので、16番について決定しました。 土岐会長の着席を許可します。 (土岐会長着席)
会長代理	それでは、議長を交代します。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第11回総会を閉会します。
	令和4年2月10日
	会 長 土 岐 康 夫
	5 番 中 曾 浩 徳
	7 番 吉 岡 孝